

岡山E S D推進協議会共催後援取扱要領

(趣旨)

第1条 岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会（以下「協議会」という。）が、国、地方公共団体その他の団体等（以下「団体」という。）のE S D（持続可能な開発のための教育）やS D G s（持続可能な開発目標）の推進に関する事業又は行事（以下「事業等」という。）を共催又は後援（以下「後援等」という。）する基準及び手続き等については、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において共催及び後援の意義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 協議会が団体の事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表するとともに、当該事業等の企画、実施等に参画するものをいう。
- (2) 後援 協議会が団体の事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表するものをいう。

(共催及び後援の名義)

第3条 協議会会長が後援等について使用を承認する名義は、「岡山E S D推進協議会」とする。

(共催及び後援の基準)

第4条 後援等する事業等は、その目的及び内容が岡山地域のE S DやS D G sの推進に寄与し、公益性があると認められるものでなければならない。

但し、次のいずれかに該当する場合は後援等しないこととする。

- (1) 政治的または宗教的中立性を侵すおそれのあるもの。
- (2) 営利事業または営利を主たる目的とするもの。
- (3) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。
- (4) 暴力団と関係のあるものまたはそのおそれのあるもの。
- (5) 社会性に乏しいもの。
- (6) 事業計画が完全でなく、実施の確実性が疑わしいもの。
- (7) 協議会の名誉を毀損しまたは信用を失墜するおそれのあるもの。
- (8) その他、後援等することが不相当と認められるもの。

(申請)

第5条 申請は、事業等の実施日の最低20日前までに所定の様式により以下の書類を添付して行わなければならない。但し、やむをえないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 申請に係る事業等の事業計画書及び収支予算書

(2) 申請団体の規約、役員名簿

(3) これまでの活動状況を示す資料（チラシ、実績報告書、新聞報道など）

(承認)

第6条 協議会会長は、後援等を承認した場合は、申請団体の代表者に「共催承認通知書」又は「後援承認通知書」により通知する。

(事業中止等の届出)

第7条 申請者団体の代表者は、後援等の承認を受けた後に事業等を中止、又は事業内容等を変更する場合は、速やかに協議会会長にその旨を届け出なければならない。

(後援等の取消し等)

第8条 協議会会長は、後援等の承認後に、第4条の但し書きに該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援等を取消すものとする。

2 事業実施後に第4条の但し書きに該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。